

## 「遺伝子組換え作物等に関するリスクコミュニケーション」の概要

- 1 日 時 平成22年12月22日(水) 13:30~15:40
- 2 場 所 北海道立消費生活センター 暮らしの教室
- 3 出席者 消費者 30名
- 4 内 容

### ■ 遺伝子組換え作物について資料に基づき説明。

○ 農林水産省は、2015年までに実用化をめざしているとのことだが、どのような内容か。

→ 主に米の品種開発と聞いているが、スギの花粉症が軽減される米や不良環境耐性農作物として海外での土壌中の塩の濃度の高いところでも育つ米の開発などである。ただ、2015年までの実用化はかなり難しいと聞いている。

○ 国は遺伝子組換え技術というものを安全、問題のない技術と捉えているのか。

→ そう言っていていいと思う。遺伝子組換え技術と遺伝子組換え作物（食品）と分けて考えると、技術、例えば薬の開発など食べ物以外でも既に使われており、技術そのものは安全であり、役に立つものだと考えている。技術を使ってできる作物などは、日本の中では科学的な知見に基づいて安全性が認められた物のみを流通させている。両方を考え合わせると、国としては安全なGM作物のみを流通させているという考え方になると思う。

○ GM条例をもっている道としては、遺伝子組換え食品をどう考えているのか。

→ 国は安全性が認められた物のみを流通させているということなので、そのことについては道として異論を唱えることはできない。ただし、北海道の農業に対する影響やGM食品に不安を抱える道民が多いというアンケート調査の結果を考えると、慎重な扱いや評価が必要と考える。

○ そのためにも、もう少し消費者に対してできる限りの情報提供をしてほしい。まず、表示制度が不十分なのでEUに近づくようにしてほしい。また、一般作物との交雑による遺伝子の拡散が将来的に不安であるので、これに関するデータや諸外国の情報などを提供してほしい。

→ 表示の問題については、道としても以前から、国に対してEU並の表示にすべきと要請をしている。

また、消費者に対して情報提供を丁寧に行う必要があるという点もそのとおりなので、リスクコミュニケーションや道のホームページでGM作物に関する新しい情報の提供に努めているつもり。今後も消費者協会の協力を得ながら、地方でのリスクコミなど、いろいろな形で情報提供に努めたい。

### ■ GM条例等について資料に基づき説明。

- 道が交雑について調査した5作物は、栽培してもよい作物なのか。
  - 米以外は国内で栽培してもよいとされているGM品種のある作物。試験では非GM作物を使った。
  
- 今後、遺伝子組換え作物が安心だということになれば、GM条例は必要なくなるのか。GM条例は安心を保障するものではなくて、消費者の不安をそらしているだけと感じる。
  - 道は、推進でもなく反対でもない中立的な立場。この条例を今後どうしていくかは、道民といっしょに考えて進めるつもりであり、こういう場を積極的に設けて意見交換や学習会を行いたいと考えている。
  
- GM条例の見直しは、制定後3年後に行うのか、3年毎なのか。
  - 条例制定後3年を経過した平成20年に点検・検証を行い、次はその3年後の平成23年度に行うこととしている。
  
- 交雑防止検討調査の稲の「大規模な花粉源」とはどういう意味か。
  - 水田地帯の中での野外試験であるため、一般ほ場が近隣にあり交雑が比較的起こりやすい条件下で試験を行ったという意味。
  
- 道民意識調査の20年の結果があるが、15年頃も行っているはずだが、できれば年毎に知りたい。
  - 平成16年と20年の結果を29ページの左下に載せている。また、23年度に実施予定であり、同じ項目での調査を考えている。
  
- 30ページに「これ以上の距離の延長等によっても、交雑の可能性をゼロにすることは困難である」とあるが、これは稲のことか。
  - 関連して、カナダで有機ナタネが遺伝子組換え作物と交雑したために、農家がGM作物を販売している企業に訴訟を起こされたということやスーパー雑草というのが出てきているが、これらについて最近の情報はるか。
  - 稲だけでなく全ての作物に共通したこと。
    - 後段に関する新しい情報は把握していない。「交雑の可能性をゼロにすることは困難である」ということが、H20での見直しを行わない一つの考え方としているのは、27ページにある農業試験場の3年間の調査結果をみると、十分な距離をとっても必ずしも交雑率はゼロにならないこと、また、理論上の予想とは逆の結果が出たケースもあったことで、現行の隔離距離だけで交雑を完全に防ぐことは無理であるということ。ただ、交雑率は極めて低いレベルであることから、商業上の混乱を招くほどではなく基準の見直しは行わないこととした。